

暴風警報等の発令時の措置（H17.12.20 一部改正）

1. 暴風警報発令時における登下校及び臨時休業についての原則

（1）児童が登校する以前に暴風警報が発令されている場合

警報が解除されるまで、家庭において待機する。（学校から連絡しない）

午前6時30分までに解除された場合は、平常通り登校する。

午前6時30分から11時までに解除された場合は、解除後およそ2時間を経ってから授業を開始するので、安全を確認して登校してくる。この場合、給食はあります。

11時以降に解除された場合は、臨時休校とする。

、 の場合、道路や橋の流出など危険なときは登校しなくてよい。

（2）児童が登校してから、暴風警報が発令された場合

警報発令時の気象状況（台風の位置、規模、進路等）道路、交通の状況などを判断して、児童が安全に帰宅できると認めた場合、授業を中断して集団下校させる。臨時に集団下校する場合、保護者が自宅に不在の児童については学校に待機させ、保護者の迎えを待つ。

帰宅が困難であると認めた場合、校内の安全な場所で待機させる。

2. その他の警報（大雨、洪水、大雪警報等）発令の原則（西濃地方）

（1）児童が登校する以前に警報が出されている場合

学校が地域の状況を把握して登校を見合わせた方がよいと判断した場合、7時までに本部役員より地区代表に連絡する。

学校から、何も連絡のなかった場合は、平常通り登校する。

但し、通学路の安全が危惧される場合は、各地区の判断で登校を見合わせる。

その場合は、学校へ連絡を入れる。

（2）児童が登校してから警報が発令された場合

1. の（2）に準じる。

3. 連絡の徹底について

（1）「PTA連絡網」で連絡を受けた方は、速やかに地区内の連絡徹底をお願いします。また、一般の方は地区委員までお尋ねください。

（2）連絡先が留守の時は、臨時に近くの方に連絡します。

学校

PTA会長

本部役員

地区代表

地区委員

一般会員